

基本仕様書

1 件名

水産物フェア等企画運営業務委託

2 目的

「魚のおいしいまち福岡」として旬の魚を感じられる機会を創出し、出会える場所を周知することで、魚食普及の推進、地産地消、飲食店のPRを図るもの。

そのため、四季折々の地元水産物を使った「ふくおかさん家のうまかもん認定店」と連携したフェア及び市内産水産物認知度向上のためのツールを活用したイベントを実施すること

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

福岡市役所 外

5 委託内容

水産物のプロモーションとして、「ふくおかさん家のうまかもん認定店」と連携した水産物フェア、市内産水産物認知度向上のためのツールを活用したイベント及びそれらに係る広報を実施する。

(1) 水産物フェア実施

- ・対象魚種を設定し、旬の時期に「うまかもん認定店」が参加するフェアを実施すること
- ・それぞれのフェアごとに原則5店舗以上の飲食店が参加すること
- ・知名度があり、かつ、発信力のある飲食店等を選定すること
- ・参加飲食店は各フェアごとに原則オリジナルメニューを開発・提供すること
- ・初回を原則6月開始とし、4回(魚種)程度実施すること
- ・フェアの開催期間は令和9年3月15日までとする
- ・参加飲食店においては、市内で漁獲される魚を可能な限り使用して実施すること
- ・「うまかもん認定店」のフェア参加依頼については、受託者にて行うこと
- ・参加する飲食店は「うまかもん認定店」に限ること
- ・「うまかもん未認定店」については、フェア開催までに認定を受けることを条件に参加可能とする。
- ・参加飲食店の感想等、継続的な実施に向けたアンケート調査を実施すること
- ・参加飲食店の来店者増のための効果的なキャンペーンを実施すること

- (2)市内産水産物認知度向上のためのツールを開発し、活用したイベントを実施すること
- ・市内産水産物をわかりやすく周知することができるものとする
 - ・ツールを通して、フェア参加店舗等と人の回流を生み出すイベントとすること

(3)水産加工品販売

- ・(2)の中で、福岡市漁業協同組合、または市漁協組合員の漁業者が製造した水産加工品等(以下 市漁協水産加工品等)の販売を実施すること(支所数計 11 支所うち加工品保持支所 9 支所)
- ・市漁協各支所に販売意向調査を実施後、販売品目・計画を決定し実施すること
- ・受託者において人員を確保し、販売すること
- ・市漁協水産加工品等の仕入費用については発生しない。
- ・市漁協水産加工品等の売り上げについては、製造元の市漁協各支所が受け取るものとする。
- ・市漁協水産加工品等以外の物品を販売することは原則妨げない

(4) 広報

- ・戦略的な広報計画を策定し、フェア・イベント期間中、集客のためおよびフェア特設 SNS のフォロワー数増のための効果的な広報を実施すること
- ・フェア・イベントごとにポスター、チラシ等の広報ツールを作成すること
- ・ポスター、チラシ等に使用する画像はオリジナルのものを準備し、使用すること
- ・広報ツールは、福岡市が指示する場所(地下鉄駅 等)にも掲示・配架すること
- ・フェアの特設サイト、SNS を運営すること
- ・各フェア開始前に取材対応する店舗を設定し、当該店舗において効果的な広報を実施すること
- ・各フェアのリリース後に、委託者が指定する広報事業者へ、フェアのチラシや料理写真のデータを送付すること

6 成果品

本業務の成果物として以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

- (1)業務実績報告書の印刷物2部とデータ
- (2)本業務において制作した広報関連物のデータ一式

7 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1)この委託で制作された物(以下「制作物」という。)に係る著作権は市に帰属するものとし、市及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (2)市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、市が認める場合には、受注者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (3)(2)の場合において、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (4)制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関すること

は、受注者において処理するものとする。

(5)受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(6)市は、成果物の内容(デザイン、設計等を含む。)を自由に変更することができるものとする。

8 関係者との協議

委託業務実施に際し、関係者等と生じる諸問題に係る協議については、委託者及び受託者が両者協力のうえ、協議にあたるものとする。

9 事故処理

委託業務実施中に万一事故が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、受託者の責において解決するものとする。

10 その他特記事項

- (1)本業務の実施に当たっては、福岡市農林水産局水産部水産振興課と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2)委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注予定者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (3)契約後、速やかに事業スケジュールを市に提出する。提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については随時市に報告すること。
- (4)個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。
- (5)コンテンツや印刷物等の制作、イベント等実施にあたっては、市が定める「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」(2009年10月発行)に従うこと。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成23年福岡市規則第51号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。)及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1)個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2)個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3)特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(4)情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5)機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7)可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業員を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、

第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。